

令和元年 10 月

契約受注者各位

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う支払請求について

日頃より当機構の業務につきまして、格別のご高配を賜り誠に有難うございます。改正消費税法※に伴い、令和元年 10 月以降に納期となっております契約については、旧消費税率で消費税額が計算された契約書及び注文書（締結済みまたは受領済み）であっても、経過措置が適用されるか否かなどをご確認いただき、適正な消費税額に転嫁した上でご請求していただくようお願い申し上げます。

1. 経過措置適用案件について

平成 31 年 4 月 1 日（指定日）前に契約締結し経過措置が適用される案件においては、機構指定の請求書において、「経過措置適用」の旨、朱書きにて明記しご請求をお願い致します。（詳細は別紙 1 参照）

2. 新税率適用案件（経過措置適用外）について

平成 31 年 4 月 1 日（指定日）前に契約締結し新税率が適用となる案件については、機構指定の請求書において、「新税率適用」の旨、朱書きにて明記しご請求をお願い致します。（詳細は別紙 2 参照）

本件の取扱いについてご不明な点等ございましたら、各契約担当者までお問合せいただければ幸いです。ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

※「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」を意味します。